

別紙

1 施設の用途について

種 別	用 途
病院又は診療所	病院又は診療所として利用している施設
商業施設	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗として利用している施設
薬局・薬店	薬局又は薬店として利用している施設
理容・美容	理容所又は美容所として利用している施設
レストラン・食堂	レストラン又は食堂として利用している施設
喫茶店	喫茶店として利用している施設
居酒屋・バー	主に酒類を提供する店舗として利用している施設
ガソリンスタンド	不特定の者が利用する給油取扱所として利用している施設
官公庁施設	官公庁舎（警察を除く）その他これらに類するものとして利用している施設
警察	警察署もしくは交番
宿泊施設	ホテル、旅館その他これらに類するものとして利用している施設
社会福祉施設	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、老人ホーム、市町村保健センター、保育所、福祉ホームその他これらに類するものとして利用している施設
学校	学校（幼稚園含む）、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するものとして利用している施設
駅	鉄道の駅
道の駅	道の駅として国土交通省の認定を受けた施設
港	旅客船の発着場として利用し、旅客の待合いの用に供する設備を備えた施設
空港	旅客機の発着場として利用し、旅客の待合いの用に供する設備を備えた施設
バスターミナル	バスの発着場として利用し、旅客の待合いの用に供する設備を備えた施設
公園等	公園、遊園地、動物園、植物園その他これらに類するものとして利用している施設
映画館	映画館として利用している施設
図書館	図書館として利用している施設
博物館・美術館	博物館・美術館として利用している施設
文化施設	劇場、観覧場、演芸場、集会場、公会堂その他これらに類するものとして利用している施設
体育館	不特定の者が利用する体育館として利用している施設
陸上競技場	不特定の者が利用する陸上競技場として利用している施設
サッカー競技場	不特定の者が利用するサッカー競技場として利用している施設
野球場	不特定の者が利用する野球場として利用している施設
テニスコート	不特定の者が利用するテニスコートとして利用している施設
海水浴場、プール	海水浴場として利用している海岸又は不特定の者が利用しているプール
スキー場	不特定の者が利用するスキー場として利用している施設
キャンプ場	キャンプ場として利用している施設
公衆浴場（温泉）	温泉法第2条に定義される「温泉」として利用している施設
公衆浴場	公衆浴場として利用している施設であって、温泉を除く施設
展望地・景勝地	峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で、鑑賞上価値の高い場所として不特定の者が来訪し、その鑑賞のために利用している施設
歴史的建造物	文化財保護法第2条に定義のある「有形文化財」「民俗文化財」「伝統的建造物群」となっている施設であって、博物館、美術館を除く施設
銀行	銀行として利用している施設
郵便局	郵便局として利用している施設
その他	上記各項のいずれにも該当しない施設

2 バリアフリー設備等の具体的な仕様等について

バリアフリー設備等の種類	機能、仕様、構造等
入口自動ドア	建築物等の入口であって、開口幅が80センチメートル以上で自動的に開閉する構造の戸を設けたもの
入口スロープ	建築物等の入口に設置されている傾斜路であって、その勾配が概ね12分の1（高さが16センチメートル以下のものは概ね8分の1）を超えないもの。
障がい者用トイレ	車いすを使用している者が円滑に利用することができる構造の便房を1以上設けたもの
オストメイト用トイレ	人工肛門又は人工膀胱を使用している者のための洗浄設備を備えた便房を1以上設けたもの
ベビーチェア付きトイレ	乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房を1以上設けたもの
駐車場	一般公共の用に供される自動車の駐車のための施設
車いす使用者用駐車施設	ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号）別表第2の7の項に規定する車いす使用者用駐車施設又はこれと同等の機能を持つもの
ひとにやさしい駐車場利用証制度指定駐車施設	ひとにやさしい駐車場利用証制度運営要綱第3条に基づき指定駐車施設の協定締結の対象とした駐車区画
車いす使用者用客室	宿泊施設であって、車いすを使用している者が円滑に利用することができる構造の便房と、車いすを使用している者が円滑に利用することができる構造の浴室又はシャワー室を備えた客室であるもの
車いす使用者用浴室	宿泊施設又は公衆浴場であって、車いすを使用している者が円滑に利用することができる構造の浴室であるもの
エレベーター	かご（人を乗せて昇降する部分をいう。以下同じ。）の出入口の幅が概ね80センチメートル以上、かごの奥行きが概ね135センチメートル以上の規格で設置されているエレベーターであるもの
障がい者用エレベーター	かごの出入口の幅が概ね80センチメートル以上、かごの奥行きが概ね135センチメートル以上の規格で設置されているほか、次の各項を満たしたエレベーターであるもの 1 かご内及び乗降ロビーに、車いすを使用している者が利用しやすい位置に制御装置を設けていること 2 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けていること 3 かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置が、点字の付記又は音声により知らせる装置により視覚障がい者が円滑に操作できるものであること 4 かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けていること
視覚障がい者誘導ブロック	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年国土交通省令第379号）第11条に規定する点状ブロック及び同第21条第2項第1号に規定する線状ブロックであって、視覚障がい者に対する案内誘導のために廊下等、階段、傾斜路、案内設備又はこれらに隣接する部分等に設置されているもの
授乳スペース	授乳のための場所であって、個室、カーテン、ついたて等でプライバシーの確保に配慮した構造のもの
おむつ交換スペース	おむつ交換台、ベビーベッド、汚物入れ等の設置により円滑におむつ交換ができる場所であるもの
車いす用公衆電話	プッシュボタンの高さを100センチメートル以下とし、車いす使用者が容易に使用できる公衆電話であるもの
車いす用観覧席	車いす使用者用の観覧席であって、1人あたり幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上であるもの
手話で日常会話ができる従業員の設置	手話で日常会話ができ、実際に聴覚障がいのある来客の対応を行っていること
外国語で日常会話ができる従業員の設置	外国語で日常会話ができ、実際に日本語を使用できないか、十分ではない来客の対応を行っていること。
指差し会話板等の設置	窓口等において、聴覚障がい、発達障がいや言語障がいがある方、外国人の方など、ことばによる意思や状況の伝達が難しい場合に、絵や文字、記号などを指さして会話するための板、資料や電子機器を配置していること
介助者の設置	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する訪問介護に関する3級課程の研修を修了した者と同等以上の能力を有し、車いすの取扱いができ、かつ肢体不自由の方、視覚障がいのある方の介助ができる従業員が配置されていること